

天王寺動物園における研究倫理の指針



てんのうじどうぶつえん

地方独立行政法人天王寺動物園
令和6年7月策定

■天王寺動物園における研究倫理の指針の基本方針

一般的にはレジャー施設として捉えられることの多い動物園ですが、動物園は生きた動物を展示する博物館としての社会的な役割を担っています。生きた動物の展示を通じて多くの人々に自然環境の現状を知っていただくとともに、生物多様性に配慮し、ひとりひとりが環境にやさしい行動をとるよう促していくことが重要です。また、希少種の生息域外保全施設としての役割の重要性も高まっており、動物園として自然環境の保全に貢献していくことが必要とされています。

動物園が保全に貢献するためには、飼育や繁殖の技術の向上が不可欠です。より良い飼育をしていくためには、動物の食物（栄養学の視点）、行動（動物行動学や行動分析学の視点）、繁殖生理（獣医学の視点）など、さまざまな学問分野の知見を用いる必要があります。また、動物園で得られた知見を野生動物へ応用することで、自然環境への保全に寄与することができます。動物園は分野横断的に知識を蓄積していくことが求められることから、研究施設としての役割も担います。

近年、研究に対する倫理的な配慮が強く求められるようになってきました。動物園においては、対象動物の動物福祉水準が低下しないことを前提としながら、社会により貢献できる研究が重要視されています。「天王寺動物園における研究倫理の指針」では、今後の研究活動の土台となる指針を定め、天王寺動物園として適切かつ効果的な研究を後押ししていきます。

天王寺動物園における研究倫理の指針

1 目的

この指針は、適切で効果的な研究を実施することを目的とし、倫理上必要な事項を定める。

2 責務

天王寺動物園で研究活動を行う者（外部研究者を含む）は、この指針を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。

3 対象

天王寺動物園で実施される研究および天王寺動物園が協力する研究（共同研究、試料提供含む。）において、飼育動物、野生動物、ひと（来園者など）を対象とする研究について、本指針を遵守するものとする。

4 研究倫理委員会の設置

本指針を効果的に実行するため、研究倫理委員会を設置する。研究倫理委員会は園長が選任した3名以上の委員によって構成し、研究計画が本指針を遵守しているか審議し、園長の承認可否の判断根拠として、審査結果を答申する。また、研究活動を監視するものとする。

5 研究計画

研究実施者は、研究実施前に研究倫理委員会へ研究計画を提出する。また、研究計画書は下記の要件を満たしているものとする。

【研究対象が動物の場合】

- ・研究目的に沿った対象個体および頭数となっていること
- ・対象動物（野生動物を除く）の遺伝資源的起源（動物の供給元）が明記されていること（対象動物を限定しない研究を実施する場合は、対象動物となる可能性がある個体の遺伝資源的起源を十分に検討し、対象動物を限定しないことが研究目的に沿っていることを明記すること）
- ・別紙「侵襲性カテゴリーとコード番号」より、該当する侵襲性カテゴリーおよびコード番号のうち、もっとも侵襲性が高い侵襲性カテゴリーおよびコード番号が明記されていること
- ・関連法令などを遵守していること
- ・研究対象個体の生活の質（QOL）が低下しないこと
- ・研究内容が倫理的に配慮されていること
- ・3Rの原則〔代替法の検討（Replacement）、使用頭数の削減（Reduction）、侵襲的でない方法の検討（Refinement）〕が検討された内容となっていること（ただし、動物福祉の向上を目的とする研究については、この限りではない）

【研究対象がひとの場合】

- ・研究目的に沿った対象および人数となっていること

- ・関連法令などを遵守していること
- ・研究内容が倫理的に配慮されていること
- ・研究内容および研究への参加を撤回できることを十分に伝えること

なお、研究倫理委員会によって不適切と判断された研究計画については、研究計画の却下、または修正を求める。

6 研究活動

研究倫理委員会は研究実施状況を監視し、継続が不適当と判断された場合は研究実施者への指導、または研究の中止を求める。研究を実施する際は、下記に留意するものとする。

- ・研究対象個体の生活の質（QOL）が低下しないこと
- ・研究の実施が一般来園者および動物園職員の作業の妨げにならないこと
- ・研究の実施により来園者に不適当な教育効果をもたらさないこと
- ・研究試料を二次利用する、または第三者が利用できる状況とならないこと
- ・環境に配慮されていること

7 研究成果の開示

研究成果は動物園職員に共有するとともに、市民への開示を原則とする。また、研究成果を学会や研究会などで発表する際は、天王寺動物園の同意を得るものとする。

8 環境への配慮

研究期間中、可能な限り環境への負荷をかけないように配慮する。

9 関連法令の遵守など

国内外の関係法令や関係団体の規則などについて、最新情報を把握し、正しく認識し、遵守しなければならない。

(別紙)

侵襲性カテゴリーとコード番号

分類	処置	侵襲度	コード番号
個別識別	色素塗布	B	01-01
	毛刈り	B	01-02
	耳パンチ/耳カット	D	01-03
	耳ピアス/タグ/イヤリング	D	01-04
	入れ墨	D	01-05
	マイクロチップ (IC チップ)	D	01-06
採食	採食量変化	B	02-01
	飲水量変化	B	02-02
	採食スケジュール変化	B	02-03
	飲水スケジュール変化	B	02-04
	採食内容変化	B	02-05
	絶食 (24 時間以上)	C	02-06
	絶飲 (24 時間以上)	C	02-07
保定	物理的不動化	D	03-01
	麻酔による不動化	C	03-02
身体測定	体重・体格測定	B	04-01
	体温測定	B	04-02
	行動観察	A	04-03
	採血	C	04-04
	採尿 (落下尿)	A	04-05
	採便	A	04-06
	採精	B	04-07
	人工授精	C	04-08
	被毛・羽毛採材	B	04-09
行動変容	動物在场時の場内作業 (機器設置等)	C	05-01
	トレーニング	B	05-02
	実験装置を伴う実験	B	05-03
上記に該当なし		A	00-00

侵襲度 A：動物に対してほとんど、あるいはまったく侵襲性がないと思われる研究

侵襲度 B：動物に対して軽微な侵襲性を伴う研究

侵襲度 C：中度の侵襲性を伴う研究

侵襲度 D：重度の侵襲性を伴う研究

※侵襲度 D の研究計画では、必ず 3R の原則を検討し、それ以外の方法では実施が不可である理由を明記すること。また、侵襲度 B および C の研究計画では、3R の原則の検討内容の記載を求めることがある。